追加　一般旅券渡航先追加申請書

厳（折り曲げ禁）

受理年月日	年　月　日	受理番号		
窓口記入欄		追加年月日	交付年月日	
旅券番号			※旅券の種類	一回 0　数次 1

渡航先の追加を受けようとする旅券について記入してください。

旅券番号		発行年月日（西暦）	年　月　日
（ヨミカタ）名義人氏名	（姓）　（名）	ヘボン式ローマ字（活字体大文字で記入）	（姓）　（名）

※追加を受けようとする渡航先

アジア コード
韓国 000　台湾 001　香港 002　マカオ 003　フィリピン 004　インドネシア 005　カンボジア 007　タイ 008　マレーシア 009　ミャンマー 010　スリランカ 011　インド 012
パキスタン 013　ラオス 014　ネパール 015　ブルネイ 016　モルディブ 020　シンガポール 023　バングラデシュ 024　中国 600　モンゴル 601　ベトナム 602　北朝鮮 603　大洋州 コード　オーストラリア 100
ニュージーランド 101　パプアニューギニア 102　フィジー 108　ニューカレドニア 110　バヌアツ 116　北マリアナ諸島 123　タヒチ 135　北米中南米 コード　米国 200　カナダ 201
メキシコ 202　グアテマラ 203　ホンジュラス 204　エルサルバドル 205　ニカラグア 206　コスタリカ 207　パナマ 208　キューバ 209　ブラジル 210　アルゼンチン 211
ベネズエラ 212　コロンビア 213　エクアドル 214　ペルー 215　チリ 216　ボリビア 217　ウルグアイ 218　ジャマイカ 221　トリニダード・トバゴ 222　パラグアイ 223　ドミニカ共和国 259
欧州 コード　英国 300　ドイツ 301　フランス 302　イタリア 303　スイス 304　オーストリア 305　ベルギー 306　オランダ 307　ルクセンブルク 308　ノルウェー 309　スウェーデン 310
デンマーク 311　フィンランド 312　アイルランド 313　スペイン 314　ポルトガル 315　ギリシャ 316　キプロス 418　ロシア 500　ポーランド 501　チェコ 502　ハンガリー 503　ルーマニア 504
ブルガリア 505　スロバキア 506　アルバニア 507　中東アフリカ コード　イラン 400　イラク 401　トルコ 402　シリア 403　レバノン 404　サウジアラビア 405
クウェート 406　エジプト 407　スーダン 408　モロッコ 409　エチオピア 410　ケニア 411　ウガンダ 412　タンザニア 413　ガーナ 414　ナイジェリア 415　南アフリカ共和国 416　アフガニスタン 417
ヨルダン 419　カタール 422　アラブ首長国連邦 423　イエメン 425　リビア 427　チュニジア 428　アルジェリア 429　セネガル 431　ギニア 435　シエラレオネ 436
リベリア 437　コートジボワール 438　カメルーン 441　コンゴ民主共和国 445　マダガスカル 447　イスラエル 448　セーシェル 461　ザンビア 474

上記以外の渡航先		コード	

渡航先追加申請理由	

現住所（住民票に記載の住所）	〒 電話　（　） 携帯　（　） ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
（居所で申請する場合は居所も下段に記入してください）	その他勤務先など日中の連絡先　電話　（　）
	〒 電話　（　）

日本国内の緊急連絡先	住所 氏名　申請者との関係　電話　（　）

刑罰等関係

※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印をつけてください。
（本人又は法定代理人が記入してください。）

	はい	いいえ
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	□	□
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	□	□
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。	□	□
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	□	□
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文章を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	□	□
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	□	□

注意
一、太枠内の所定の欄に**黒又は青の濃いインク**で枠からはみ出さないよう楷書により記入してください。
二、※印のある欄では、該当箇所を数字又はコードとともに丸印で囲んでください。
三、追加を受けようとする渡航先に該当箇所がない場合には、上記以外の渡航先欄に記入してください。
四、この用紙は機械での読み取りまでの折り曲げ等は、申請書に改めて記入をお願いする場合もあります。
五、わが国固有の領土である北方領土（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）は渡航先には含まれません。
六、申請書に虚偽の記載をして旅券の交付を受けた場合等は、旅券法（五年以下の懲役、三百万円以下の罰金）及び刑法によって処罰されます。（営利目的は七年以下の懲役、三百万円以下の罰金）
七、記載の個人情報は、旅券事務の適正な執行の確保、不正取得・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人援護並びにその他必要に応じ国際協力のために利用します。

	外務省

	都道府県

（別記第９号様式）　（裏面も記入してください）　用紙の大きさはＡ４